

質問回答

NO.	質問	回答
1	本業務において対応拠点の指定はありますか。 指定がない場合、任意の拠点での対応が可能という理解でよいでしょうか。	対応拠点の指定は特にありません。任意の拠点での対応が可能です。
2	サポート窓口の電話番号はいつ頃提示される予定でしょうか。	電話番号は請負業者の決定後、速やかにお知らせする予定です。
3	対応困難な問い合わせについて環境省担当官へ相談する運用と理解していますが、当該担当官の氏名および連絡先はいつ頃共有されますか。	環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の担当者にご相談いただく想定です。氏名及び連絡先は請負業者の決定後、速やかにお知らせする予定です。
4	対応困難時のエスカレーション先とは別に、日常的な業務に関する相談先（担当者・連絡先）は、いつ頃共有されますか。	日常的な業務に関する相談についても、環境省自然環境局野生生物課外来生物対策室の担当者にご相談いただく想定です。氏名及び連絡先は請負業者の決定後、速やかにお知らせする予定です。
5	成果物の提出は、環境省へ直接持参する必要がありますか。 それとも他の提出方法（郵送・電子提出等）も可能でしょうか。	仕様書の記載を満たしていれば、直接持参でなくても問題ありません。ただ、紙媒体及びDVD-Rの提出が必要ですので、直接持参でない場合は履行期限までに届くように郵送いただく形にはなるかと思えます。
6	成果物の提出期限および提出対象期間（令和9年3月14日以前分）の具体的な扱いについて確認させてください。	紙媒体及びDVD-Rは事前に環境省担当官の内容確認を経たうえで、履行期限までに届くように直接持参又は郵送いただくことを想定しています。
7	月次報告（メール）以外に、定例会議や打合せの実施はないという認識で相違ないでしょうか。	月次報告（メール）以外の定例会議や打合せの実施予定はありません。ただし、問合せへの対応状況等を踏まえ、確認・相談すべき事項が生じた場合は環境省担当官からご連絡させていただく場合がございます。
8	契約書の内容について、修正は可能でしょうか。 可能な場合、修正可能な範囲や手続きについてご教示ください。	基本的には想定しておりません。
9	添付の各様式に記載する担当者等の連絡先は、実際に業務を担当する部署・担当者の情報を記載する想定でしょうか。 それとも、入札対応を行う部署・担当者の情報を記載する想定でしょうか。	入札対応を行う部署・担当者の情報を記載してください。
10	簡易同定のためのお問合せされた方の対応依頼は地方環境事務所様へのエスカレーションの必須事項となりますでしょうか。 お問い合わせされた方が協力的でない場合はどのような対応になりますでしょうか。	簡易同定の結果、ヒアリ類の可能性がある、またはヒアリ類の可能性が否定できない場合には速やかに請負者から環境省担当官に連絡いただきます。その後の依頼者との連絡や具体的な対応指示は基本的に環境省担当官が実施する想定です。

11	<p>簡易同定の結果、ヒアリの特徴に該当しない箇所があったとしてヒアリ相談ダイヤル側で連携不要と判断するケースはございますでしょうか。</p> <p>その際の基準はございますか（1箇所でも一致しなければ連携不要、エビデンスの提出要否など）</p>	<p>簡易同定の結果、ヒアリ類の可能性がない場合には、その旨を請負者から依頼者に電話または電子メールにより回答することで対応終了となります（環境省担当官へのエスカレーション不要）。</p> <p>簡易同定は環境省「ヒアリ同定マニュアル Ver.3.1」 https://www.env.go.jp/nature/intro/2outline/attention/file/hiari_doutei.pdf のstep 1～step 2に基づいて実施していただきます。個別事例の判断根拠の提出までは求めていませんが、環境省担当官から問い合わせた場合に報告できるよう内部での整理はしておいていただければと思います。</p>
12	<p>成果物に含まれる報告書(紙面60頁)に必要な内容についてご教示いただけますでしょうか。</p>	<p>月次報告の内容の取りまとめが中心となる想定です。その他、年度全体としての対応状況のまとめ（問合せ件数、問合せの概要、問合せ者の属性、簡易同定依頼件数、簡易同定結果の概要）を掲載いただくことを想定しています。</p>
13	<p>簡易同定でヒアリの可能性あり、ヒアリの可能性なしとなるおおよその割合についてご教示ください。</p>	<p>令和6年度は、300件程度の同定依頼中、ヒアリ類であったのは2件のみであり、割合としてはごく一部となります。ただ、ヒアリ類の確認件数は年度によって多少増減することと、本業務では簡易同定の結果ヒアリ類の可能性のあるものは幅広く環境省担当官にご連絡いただきたいため、件数はもう少し増える可能性があります。</p>